

事 務 連 絡
平成 2 0 年 7 月 1 6 日

各都道府県衛生主管部(局)薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局
審査管理課医療機器審査管理室

発出した通知の一部訂正について

平成20年7月9日付けで薬食発第0709005号厚生労働省医薬食品局長通知「X線CT組合せ型ポジトロンCT装置承認基準等の廃止について」(以下「本通知」という。)が発出されたところですが、本通知については、その内容の一部に誤りがございましたので、下記のとおり訂正します。御了知の上、貴管下関係業者、団体等に対し周知徹底いただけますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本事務連絡の写しを独立行政法人医薬品医療機器総合機構、日本医療機器産業連合会、在日米国商工会議所医療機器・IVD小委員会、欧州ビジネス協会医療機器委員会及び薬事法登録認証機関協議会あて送付することとしていることを申し添えます。

記

訂正箇所	正	誤
本文	今般、「薬事法第23条の2第1項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件」(平成20年厚生労働省告示第373号)等により	今般、「薬事法第23条の2第1項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件」(平成20年厚生労働省告示第〇〇〇号)等により